

第9期千葉県生涯学習審議会第3回会議及び
平成24年度第2回千葉県社会教育委員会議事録

平成24年12月13日(木)
午後2時から午後4時10分
千葉県教育会館6階604会議室

出席委員(敬称略五十音順)

金 哲彦 黒澤 真澄 坂井 麻貴子 佐久間 敦子 朱膳寺 宏一
関 亮 高田 悦子 田邊 光子 福留 強

出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部長	重栖 聡司	
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	黒川 浩一	
さわやかちば県民プラザ所長	堀田 弘文	
千葉県立中央図書館長	葉山 龍次郎	
千葉県立西部図書館長	江澤 義夫	
千葉県立東部図書館長	河野 明美	
企画管理部教育政策課		
教育立県推進室 主査	飯田 朋子	
同 主事	近藤 なつみ	
教育振興部生涯学習課		
主幹兼学校・家庭・地域連携室長	篠原 和行	
学校・家庭・地域連携室副主幹	大胡 克己	
同 副主幹	田中 憲生	
同 主査	大木 圭	
主幹兼社会教育振興室長	奥山 恵子	
社会教育振興室主幹	西沢 峯夫	
同 副主幹	高橋 正名	金田 幸夫
同 主査	鈴木 大介	
同 社会教育主事	鶴岡 敦	矢部 進
同 社会教育主事	高蝶 武	山内 一浩
同 社会教育主事	遠山 宗利	岡野 健一郎
同 社会教育主事	小泉 弘代	
葛南教育事務所社会教育主事	河部 純	
東葛飾教育事務所社会教育主事	梅澤 一久	
北総教育事務所社会教育主事	山本 亨	山崎 民夫
東上総教育事務所社会教育主事	長谷川 裕一	
南房総教育事務所社会教育主事	原 久雄	

1 開 会

2 あいさつ

教育振興部長あいさつ（重栖 教育振興部長）

会長あいさつ （福留 生涯学習審議会会長・社会教育委員会議議長）

3 諮 問

千葉県教育委員会から千葉県社会教育委員会議へ「県立青少年教育施設の今後の在り方」について諮問

4 報 告

（1）家庭教育リーフレットについて

〔資料を事務局から説明〕

議 長

事務局から家庭教育リーフレットについて説明があったが、意見や質問はあるか。

委員

見やすくてよい。私の地区では、保幼小連絡協議会が各小学校で開かれている。このリーフレットをもとに幼稚園・保育園の先生方、保護者代表の方と一緒に話をしていきたいと思う。

委員

子育て支援にかかわっているので、広くPRしていきたいと思う。

議 長

概ね好評であり、これから威力を発揮すると思われる。

5 議 事

（1）県立青少年教育施設の今後の在り方について

〔資料を事務局から説明〕

議 長

事務局からの説明を受け、意見や質問を求める。

委員

私がかつて子どもの頃、青少年教育施設を研修や宿泊等で利用した記憶がある。大まかな話を伺うと経営の問題であると思う。最終的イメージとして事業仕分けをしていくのかと感じたが、経営の意見を述べてもよいか。

議 長

大丈夫である。

委員

指定管理の収入がわからないので、経営の状態がわからない。通常、37.8%の稼働率だと民間では赤字で経営が成り立たないと思われる。収入の状態も資料で出していきたい。

議 長

今回の会議で資料をお願いしたい。他に質問や意見はあるか。

委員

9年前にも社会教育委員会議で議題になり、話題になったと思うが、青少年教育施設の今の職員数が当時と比べて人数的にどうなっているか。また、教員の数が多すぎるのではないか。もっと民間の知恵を入れて、いろいろな運営の中に反映させるべきではないかと当時の議長が強く言っていた。青少年教育施設の職員の中に、教員の率をどれくらいにするかということが話題になっていた。もう1つの議論では、教員が上から教えてやるとか、研修の場だとか管理的要素が強すぎるという意見が出されていた。青年の家のパンフレットに「青年の家とは、青少年団体の宿泊研修および指導者の研修施設です。ホテルではありません。」とあるが、当時の会議では、家族で泊まれるような雰囲気を作っても良いのではないかという委員もいた。私も現地に行ったが、こういう所は、誰ももう行きたくないとか、それから時間の制約もあった。朝の集いは、今では少しずつ良くなっているようだが、そういうものをもっと弾力的に扱っても良いのではないかという話も出ていた。だから、当時かなり真剣になって、低価格でいかに利用効率が上がるかということ、ただ研修の場ということではなく、広く民間の意見を聞き、いわゆる経営感覚を持たなくてはいけないのではないかということ、それをパンフレットを見ても、まだ研修の場ということがかなり強調されている。閑散期では、たとえば家族で泊まれるユースホステルの的に使えるとか、柔軟に考えていただく議論の場にしていけば良いのではないかと思う。

議 長

質問として、職員の数の変化、教員の数、弾力化がなされているかどうかという意見があったが、どうか。

事務局

団体は、1年前あるいは半年前から受け付けている。それと比べると期間は短い、今は家族を受け入れている。職員は、施設長を含め、いろいろな資格を持った方、中には元教員や社会教育主事もいる。他にも体験活動指導者養成セミナー修了者等が雇用されている。職員の数は、以前よりも増加している。

議長

他に意見や質問はあるか。

委員

東金青年の家の部屋数が7部屋と少ないという話が出たが、これは、東金青年の家を設置するときの社会情勢というか、当時の青年教育の要請というものがあって、多くの人が同じ部屋に寝泊まりするという目的があった。それに対して小見川少年自然の家は、1部屋の宿泊人数を少なくして、家族にも利用可能ということだ。やはり時代背景というものは決して否めない。そういったことも検証しながら検討していく必要がある。また、今、子どもたちにとって様々な課題が出ている。例えば、つい最近学力の国際競争で、数学の成績が向上したということがあるが、本当に人として生きる、生きていくといったときに何が必要なのか、そういうことをしっかり考えたときに、今後どういう教育をしていくかは重要な問題になってくるだろうと思う。そのへんを各所の活動を見ながら議論していく必要がある。

議長

少年自然の家と青年の家では明確な違いがあるのか。例えば、少年自然の家には家族が行っているが、青年の家には家族が行っていないというようなデータがあるか。

事務局

そのようなことはない。青年の家も家族が利用している。少年自然の家は、目的が「団体生活を通じて少年を自然に親しませ…」ということが加わっている。しかし、実際には、地域の特徴を生かした体験ができる青年の家、少年自然の家であり、大きな差はなくなってきたと感じている。

委員

1つの方向性として、平成24年1月に全国市町村会が規制緩和に関して、もっと緩和してほしいという要望書を国に出している。その中で社会教育関係が3点でている。1点は社会教育法第9条の2だったと思うが、社会教育主事の必置を解除しなさい。それから13条の補助金の交付は社会教育委員の会議に意見を聴かなければならない。これを直しなさい。それと23条の公民館の運営方針を緩和しなさい。どういう団体でも使えるようにしなさい、ということだったと思う。市町村会としてこのような要望を国にあげている。そういう中で、青少年教育施設は研修施設であると狭くとらえないで、時代の流れの中でもっとオープンにしなさい。あまり縛りをつけないようにとなっている。確かにそうだが、そんな中でポリシーを持たなくてはならない。公民館の場合、23条を狭く解釈している人が多い。例えば政党の報告会でも貸さないことがあるが、それは問題ない。宗教団体が憲法のかかわりの中で1つ問題になっているのだが、だいたい貸すことができる。貸していない市町村が多いから、たぶ

ん市町村会ももっとオープンにきなさいと言っていると思う。このような時代の流れがあるので、それを念頭に入れて検討していかれると良いと思う。参考までに言わせていただいた。

議 長

青少年教育施設も社会教育法 2 3 条を適用すると謳っているのか。

委員

謳ってはいないが、規制するという意味では公民館では取ってしまいなさいという評価の意見をいただいている。ただ国とか県とか市町村もそうなのだが、青少年教育施設の場合は、そういう法律的規制はないと思う。

議 長

弾力的なシステムということか。

委員

前の会議でも、そういう意見が多く出た。

議 長

学校側からの意見はないか。

委員

子どもたちに様々な体験をさせるのはもっともなことで、そしてそこに行かなくてはできない体験をぜひさせたいという思いは、どこの学校にもあると思う。そういう意味で青年の家や少年自然の家をもっと活用したいといつも思っている。それぞれの施設の特徴を生かしてということになるのだろうと思うのだが、主催事業というのは、活動プログラムとイコールなのか。また、それぞれの施設で回数がずいぶん違っているのはどういうことか。それと、様々な施設で活動プログラムの指導を現在無料で行っている。そのことと、この主催事業との兼ね合いを教えてください。

事務局

活動プログラムは、青少年教育施設を利用しようとする団体があったとき、事前に話し合い、学校からの意見を聞き、調整していく。主催事業として行う場合は、団体だけでなく広く一般に公募している。施設の特徴、例えば鴨川青年の家であればカッターを使った主催事業を決め公募して来ていただく。プラネタリウムがある施設だと星空の観察を行う。親子連れ何名、定員何名ですということで広報し、公募して来ていただいている。御指摘のように施設によって主催事業の回数が違っているのは、利用者が多い時期には主催事業を行おうと思ってもできないので、忙しい時期の合間をぬって、それぞれの施設の魅力がいちばん伝わるような時期に行っていることによる。

例えば、手賀の丘少年自然の家の「ホテル君こんばんは」のように、ホテルが見える時期に主催事業として親子連れに呼びかけて行うようなものもある。各施設に対して、全部同じ回数にしてくださいと、こちらからは申し上げられない。

委員

いちばん身近に感じているのは、手賀の丘少年自然の家と鴨川青年の家である。高等学校の教育部会に国際教育部会というのがある、加盟している学校もそうでない学校も、それから私立の高校生も参加できるようにして、千葉大や国際武道大等に來ている留学生と高校生を宿泊させて、鴨川青年の家で毎年英語を使ったり、国際交流のプログラムを2泊3日で実施したりしているが、たいへん助かっている。その時に聞いた話では、家族連れが、あそこは観光にとってもよい所なので、夏はたくさん予約が入る。私の学校も1年前に予約を入れるので確保できていて、それから安房高校も英語漬け合宿があり、ちょうど私たちと同じ時期になるので、私の学校に來ている留学生も安房高校の生徒も話ができる。高校生にこのような活動をさせるのは夏休みしかなく、その時に家族連れとか他の団体とかがぶつかってしまうと、思うように予約が取れなかったというようなことがあるので、教育施設的な側面で、小中高のプログラムとバッティングするときは、少し優先してもらえると助かる。それから、手賀の丘少年自然の家は、里山保護の体験ができるということで、野草の調理を春先に行ったり、地域の理科というか野草に詳しいお父さんたちがボランティアとして來て、とてもおもしろいプログラムを行っていただいている。これから先、道徳教育でも座学ではない体験型の道徳教育を実践する場として、非常に有効な施設でもあるし、生涯学習という面でも施設を利用できる。稼働率を上げるためのアイデアも、この頃の先生は、旅行会社よりユニークな修学旅行のプログラムを作ったりするので、いろいろなアイデアを県民から募集すると稼働率を上げるすてきなアイデアやプログラムなど、わくわくするようなものが出てくると思う。広くみんなから募集すると、青少年教育施設を廃止する方向で検討する必要もない。やはり無駄なようでもお金をかけてもらうところにはかけていただきたいと思う。私が企業派遣でデパートに行った時に言われたのは、今儲からなくても、種をまきましようということだった。今日、買ってもらわなくとも、その人がいつか、もしかしたらいつかという、そういう種をまきましよう。種を百まいても、いくつ芽生えるかわからない。特に教員もそうだと思うのだが、たくさん種をまくための施設として、できれば予算も削減しないで、本当は昔みたいな運営のほうがかみ細やかなサービスができたかな、という気がしている。

議長

利用率をどう高めるかということは、常に青少年教育施設の議論のもとである。今連携した魅力ある事業というような話も出てきた。両方から話していただいてもかまわないし、全体にまたがる話でもかまわないのでどうか。

委員

私は青少年教育施設に行ったことがないのでよくわからないのだが、鴨川青年の家はとてもよい環境だと思うが、特色がなさすぎると思う。あまりにも同じようになってしまっている。稼働率を上げるにも、例えばの話だが、鴨川青年の家を国際研修センターのように名前を変えて、職員に外国の方を雇って、そこで英語をずっとやるとか、そういうやりかたも1つにはあるのではないかと思う。他の施設も同様に1つ1つに特色をつけていくとよいのではないか。質問だが、県の施設なので、県立高校もかかわっていると思うが、これらの施設を高校として使う義務というものはあるか。

事務局

義務はない。

委員

義務はないが、ある程度稼働率を上げるために、すべての県立高校が1年に1度は使いなさいというようなことを言ってもよいのではないか。おそらく今の高校の先生が旅行会社のようになっているならば、県内によい施設があるのに、夏は涼しい長野とか山梨に行ってしまうと思う。それを防いで県内でなんとかするためにも、1年に1度は課外研修で使いなさいとある程度義務化してもよいかと思う。例えば一般の生徒だけでなく、部活動の合宿でもよいと思う。何かしら1回や2回は使うようにできるとよいと思う。私は今、日本陸連にかかわっていて、東京にスポーツ医科学センターとナショナル科学センターがあり、そちらも立派な陸上競技場があって、オリンピック選手専用に使われているが、ある程度稼働率を上げるためにできるだけそこで合宿をやりましょうと、日本陸連が推奨しているので、そういうものも必要なのかなと思う。

議長

特色ある施設ということが出たが。

委員

少年自然の家と青年の家があるが、こちらが少年だけ、こちらが青年だけという枠は現実的にはないと思う。最近では、高齢者も小見川少年自然の家等を利用している様子も見られる。それから主催事業については、その施設が持っている特徴をフルに活用して、そして、こういうことができるよということで主催を組む。ただ、学校やその他の利用者が自分たちはこういうプログラムで行いたいという時には、そのプログラムについて、他と重なった時以外は自由にできる、そういうふうにさせていると思う。私が申し上げておきたいことは、教育とは何ぞやと、何をしなくてはならないかしっかり考えたときに、やはり、今この資料の最初のページにも触れられていたように、子どもにどういうことを教えていくか、その中で体験をどういうふうに生かしていくのかという場はないので、ぜひ、こういう安全な場所をフルに活用した教育活動ができるようにしていただきたい。やっていただきたいことがあるのだが、例えば

小学校6年生でも中学校3年生でもいいが、1週間全員が青少年教育施設へ移ってもらいたい。そうすると非常に教育効果の高い活動ができる。そして、社会科の先生が年間指導計画に基づいて授業を行う。そうすれば、社会科の授業時数にカウントできる。そういう様々な使い方ができる。例えば、セカンドスクールの使い方もあろうかと思う。だから、みんなで知恵を出し合って、どういうものを、どう使ったらいいのかを考える。今必要なのは、今の私たちが見ている子どもの活動の中に、子どもたち自身の中に自然発生的につくられるリーダーである。そういった活動が少ないと思う。学校では、これは誰ちゃんが得意だから、リーダーねって言って、ある程度示唆をして、そのリーダーのもとにいろいろな活動をしていくことがある。しかし、私たちが子どもの頃はそうではなかった。生活の中から自然にリーダーが出てきてそのリーダーのもとに、みんながいろいろな活動をする。その中で、いじめというものがあったが、そのグループにいることが自分の存在を、所属位置というかポジションをもって、みんな楽しくできた。例えば、木登りをして、この枝に触ったら折れる。あるいは、この木は裂けやすい。だから、そっちへは行かない。そういうことをしっかりグループのリーダー、上級生から教わった。だから、いいグループ活動というか、あるいは人間関係というものをつかって、楽しく学校に行けたと思う。やはり、そういう活動をしっかり取り戻していく必要があるのではないか。その中で青年の家や少年自然の家の役割というか、できるものをしっかり議論していくとよいと思う。

委員

ちょっとお聞きしたいが、今、県内の小中高で青少年教育施設を使っている率は何%くらいあるのか。

事務局

今は把握していない。

委員

実はこのことが、この前の会議にも話題になり、もう青年の家はいやだ、日光とかそういう所に行くんだというようなことがあって、作った時には、みんな動員ではないが、「使え、使え」とやっていたが、だんだん青年の家離れ、例えば、船橋市も青年の家を持っているが、そこを離れて日光に行ってしまうというようなことがある。だから、今、先生方がおっしゃることはよくわかるが、現実として、学校がそういうのをどう見ているか。青少年教育施設は、昭和30年代後半からこういうことが言われていた。国の方にも出ている。そういうのは、さんざん言われている。でも、定着しないのはなぜか、ということもずっと言われている。だから、これは新しい課題ではない。もう少し言うと、維持管理にすごくお金がかかる。空調の工事が1か所だけでいたが、これから空調は10年に1回より、もっとサイクルがはやくなる。空調だけではなく、いろいろな設備関係等が出てくるので、財政当局は金のかかる施設だということになってきて、財政的に言いたいのは、それぐらいのことは使用者から

お金がとれないのか、というのが財政の論理になってくると思う。だから、利用率を上げ、収益を上げるにはどうしたら良いのか、そういうことを併せて検討していかなければならないと思う。話は戻るが、どうしても小中高の利用率が減っている。それは、なぜ減っているのかということも、議論の中で検討していかなければならないと思う。

事務局

平成22年の11月に調査したものがあるが、今後再度調査し、次回の会議に回答できるようにする。

委員

先ほど主催事業とプログラムのことをお答えいただき、ありがとうございました。よくわかりました。活動プログラムに関しては、各学校の要望、つまりそこに行くからにはこれをやらせたい、この体験をさせたいということを組み替えていただき、ありがたいと思っている。私の勤務している学校のことを考えると、林間学校にしても修学旅行にしても旅行会社に頼んで、プログラムも当然学校の要望にこういう体験をとお願いとすると、それなりに費用がかかる。青少年教育施設が学校の要望に応じてくださるということを見ると、プログラムの指導が無料でよいのかという思いがした。

議長

学校の先生方もかつて子どもの頃青少年教育施設を利用した。概ねの方々はその厳しい訓練時代を思い出さずと思う。ほとんどの各県の青少年教育施設は、ことごとく精神修行の場で、朝走り回って座禅を組んでという世界だった。覚悟して行って、2泊して帰ったら、ぐったりなって病気になるようなものだった。そんな思いをした人たちが今、先生になっていて、今もそんな思いがけっこうあるのではないか。今の青少年教育施設はおもしろい。変わったなって思えるものがたくさんあるのに、意外と知られてないのかもしれない。ずいぶん変わったなあと思う。だから、前半の話は冗談にしても、やはりおもしろいということをお知らせなければいけないのではないかという気がする。兵庫県にある施設があった。今はないのかもしれないが、そういう所に1回は経験させてもいいのではないか。中学2年生が1週間学校に出てこないで、そのかわり1週間地域活動をするという、大胆なことをする。その頃私は行ったことがあるが、そんなバカなことができるわけがないと思ったのだが、できてしまった。やっかいな中学2年生を1週間もみないとすれば、ろくなことはないだろうと先生方はそう信じ込んでいるわけで、ところがまるで違った結果がでた。あれは、かつてまねをしたものはあると思うが、あの体験版みたいなものを、青少年教育施設版を考えてもいいのではないか、という気がする。

委員

それに関連して、千葉県では、社会教育課といった時代に、房総フロンティアアド

ベンチャーというものを7泊8日で子どもたちが地域を縦断する、ということを行っていた。東金青年の家では、県で推進している通学合宿、これは私も経験したが、小学校5、6年生だとだいたい4泊目から子どもたちの自我が出てくるので、それを乗り越えたときに、初めてすばらしい教育的効果を出す。そこへ行くと、いやだとか、いやじゃないとかではなくて、いろいろな子どもとぶつかって、これを終えて家に帰った時に、お父さんやお母さんが自分の子どもを見て、「えっ。こんなにお兄ちゃんになったの。こんなにお姉ちゃんになったの。」とを感じる。また、家で子どもが自ら「洗濯は自分でやるよ。風呂そうじは自分でするよ。」と教育効果を上げていく。だから、いろいろなプログラムの作り方、あるいは利用の仕方、この施設の意義というのは計り知れないことだと思う。それと、もう1つ例がある。これは、3歳くらいの赤ちゃんを抱えた子育て中のお母さんたちが、2週間に1度くらい東金青年の家に集まって、1つの部屋を借りて、何人か集まったお母さん方の1人か2人がよその赤ちゃんを預かって遊ばせる。そして、残ったお母さんたちは、自分たちのいろいろなサークル、あるいは自分の子育ての悩みを相談する。これはかなりいい。これは、お母さんたちから貸してちょうだい。じゃあ、どうぞお使いください。というようなことで、社会教育の効果の大きな形だと思っている。そういうことで、やはり、様々な方が利用できるのではないかと思う。利用率を上げるということであれば、今言ったように、いろいろなプログラムを考えてみるとよい。もう1つ、今は民間委託ということでやっているが、その前に社会教育施設管理財団というものを作って、そこで委託してやっていた。その時には、今日の事業は儲けていいよ、今日の事業は県の事業だから、儲けはできないなとやりましたところ、缶ビール100円ずつで相当儲かった。こういうこともあるので、プログラムの組み方をもう少し考えて、その中で教育的な意義というものを1つみつけてやれば、結構いい事業ができるのではないかと思う。

議 長

青少年教育施設が教育施設である以上は、教育目標の後ろに経営目標があって、その趣旨を教育機関としての意志を示すのが主催事業である。それが一方ある。ところが利用率を考えると、それはやはり楽しくて身近なものにシなくてはならない。この辺の兼ね合いがとても難しい。今まで体験学習とか野外活動とか集団というキーワードが、かなり前面に出てきている。当然必要だが、これからは、例えば、環境立国の我が国は、環境教育もあると思う。キャリア教育の場もある。自然環境保護という世代の学習もある。青少年教育施設は、これら全部の機能をどこかにもっている。千葉県にはこんなものもある。新しいタイプもある。私は、外国人を受け入れ、国立の青少年教育施設に泊めたことがあった。その後、タダで泊めてくれたといううわさがたち、韓国の50～60人の先生がきた。お盆で泊める場所がない。日本の青年の家は、タダのはずだと言われた。そうではないということで、さわやかちば県民プラザにお願いしたことがあった。先ほど高校生の例であったが、ここだけは国際的な英語だけしか通じないよという所、今までこういう議論はしなかったと思う。千葉県全体から

みれば、このようなことも考えられる気もする。

委員

今のお話にも私も賛成だ。そのためにも施設の特色を作る。例えば、手賀の丘少年自然の家のパンフレットを見ると、清掃や朝の集い等、普段の生活に比べてとても厳しい。管理する人がとても怖い人だったら、1度2泊、3泊すると、ピシッとして帰ってくることもあるだろう。逆にすごく居心地がよくて、よいお風呂もあって、という特色を持たせることもできる。それには、指定管理する人になるかもしれないが、その人が重要になる。それを大切にしていきたい。

委員

公民館は、法律的に裁判になった時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の30条の中で、教育機関となっている。そういう教育機関であっても裁判になれば、地方自治法244条に適用されてしまう。社会教育法より地方自治法のほうが優先されてしまう。だから、教育機関なのでという狭い考え方だけでは、裁判では通じない。そういう意味では先ほどから言っているように、もちろん特色ある施設もいいのだが、それも含めて、もっとオープンに考えていかないといけないというのが私の考えである。だから、地方自治法の適用もあるという観点から、考えてほしい。それから参考までに、青年の家も教育機関となっているが、教育機関になっていない。第30条で例示されているその他の教育機関の青少年施設とか青年の家とか視聴覚センターとか生涯学習センターとかいうのは入らない。というのが文科省の見解だ。参考までに。9年前の会議でも、朝の集いとかやめたらどうかという意見が出た。それは利用者を選択させればいいのではないかと、一方的に施設側が時間だから、こうしなさい、そういうようなことはどうかという意見が出ていた。

事務局

現在は、利用者の選択になっている。希望する団体のみとなっている。

委員

私は、NPOで活動しているので、こういう青少年教育施設を夏休みや休日に、子どもたちを宿泊で連れて行っている。先ほど、閑散期という話があったが、本当に春休みとか夏休みとかは予約が取れない、争奪戦くらいに混んでいる。手賀の丘少年自然の家などは、朝の集い等は強制ではなく、管理もかなり緩くなっていて、どちらかというと私たちは使いやすい。逆に1・2泊くらいだと、たまには早起きしてそういうのにも出てもいいのではないかと思ひ、利用する側としては、しぼりというものは、感じていない。星空観察があるので、私たちは利用していることが多い。稼働率に関して、青少年の体験活動の場として私たちや学校などが、どの程度利用しているのか疑問に思っている。私は八千代市に住んでいるが、八千代市も市立の少年自然の家があり、市内の小学校の4年生以上は宿泊体験や野外炊事で、学校ごとに入れ替わり立

ち替わり平日利用している。そのかわり土曜日は職員がいないから泊まれず、私たちが利用するには少し不便である。しかし、そういう形で学校のプログラムの中にしっかり入れ込むようなものがあれば、本当に体験的活動が必要であれば、県立の学校や県内の小中学校が、積極的に利用できるようなプログラムを学校側が利用できるような態勢がほしい。今、修学旅行も1泊でしか行かれなくなったし、林間学校とか臨海学校も、どんどんカットされてしまっているという現実の中で、平日の稼働率を伸ばすことを考えると、その学校の判断が重要になってくると思う。

議長

今までのお話を聞いてどうですか。

委員

白井市の話なのですが、県が勧めていた房総フロンティアアドベンチャー事業というものがあって、事業が終わった後も白井市は房総アドベンチャーという5泊のキャンプを引き続き20年くらい行っていると思う。社会教育担当にどういう状況になっているのか尋ねると、直営の時は、社会教育主事の先生が柔軟な対応をされていて、よいキャンプだったという話だった。房総アドベンチャーは、現地で食材を調達し、自分たちで調理して食すという事業目的がある。5泊の中で指定管理になったということで、施設によって厳しい所と、柔軟な対応をしてくれる所があるということを知った。ほかに、受益者負担に関し、もしかしたら宿泊料が2倍になるということだが、5泊、6泊することになった時、2千数百円が5千円くらいになると、負担が増えるわけで、市の職員とすると市の行事の時など減免措置があると良いという話があった。

委員

私は、青年の家や少年自然の家には、自分も行ったことがある。自分の子どもたちが中学に入った時、1年生は鴨川青年の家に行き、カッター訓練を子どもたちが行った。高校に入ると君津亀山少年自然の家に行って2泊、3泊する。高校で君津亀山少年自然の家に行った子どもにどうだったか聞いたら、お友だちが刑務所みたいだったと言っていたとのこと。それは悪い意味ではなく、団体生活を教えるためには6時に起きて、朝の集いがあって、掃除してからご飯を食べるという時間割だと聞いた。同じ部屋に泊まることや日常生活とは違う不便さを感じさせることも良いことだと思う。私が子どもの頃は、もっと長い期間行った気がする。小学5年生で行ったグリーンスクールは、3泊以上だった気がする。今、考えてみれば、私たちの頃は土曜日も学校があったので、その時の時間でやりくりしていたと思う。いろいろなことをみんなが言い出すと、いろいろな問題が出てくるのではないか。先ほど、冗談に刑務所みたいだったという話もしたが、子どもたちが中学校や高校に初めて入った年に、そういう所で研修させることはとても意義のあることだと思う。そういう体験は良いのだが、これを維持させるにはお金がかかることだから、どうしたら良いかと悩む。稼働率が低い時には、思いっきり商売っぽくしてもいけないのだろうけれども、何かそう

できるような方法があればいいかなあと思う。

議長

かつて国立青年自然の家に行ったら、自動ドアだった。そんなバカなと話題になったことがあった。あまりにも恵まれすぎているのはおかしいのではないかという議論もあった。それで、各地区では、フロンティアアドベンチャーを10泊で行った。全く不自由体験をさせなければだめだと、がまんできないのは最大の課題だと。がまんさせるにはどうしたらよいか。そこで社会教育施設をどうするか。そこで出てきたのがフロンティアアドベンチャー事業ということで、実際に10泊で行っていた。トイレもない。ただ水だけはある。このような中で生活するために必要なことを全て行う。そういう中でフロンティアアドベンチャーは、結構各県に広がって行って、その後に1週間くらいになったのだが、ある程度青少年教育施設の信念みたいのものだったと思う。私は、こういう県の施設の場合は、指定管理にしたので指定管理のよさもあるが、ひとつ問題があるのは指定管理者にとってみれば、行政に叱られるから充実させなければならないというのがあったりして、厳しくなってみたりする。ただそれは、他の指定管理もそれに悩む。ノルマの意識がけっこう強い。それと、本来持っている教育施設をどうするか。青少年教育施設は、もろにいつかぶつかると思う。今後、指定管理者に対する研修など、基礎を徹底しないといけないのではないか。今みたいに教育性を言わないと、ノルマみたいにやっていたら数字は上がるかもしれないが、本当にそれでいいのかというものもある。これは、今後の課題だと思う。

委員

教育ということを考えたときに、子ども特に青少年は小中高と学校のカリキュラムがある。そうすると、こういう施設を利用する勉強の場のとりかたというのは、難しいものがある。だから、私たちが考えなくてはならないのは、どういう教育を行って、どういう目的をもって、子どもたちを育てるか。その中で、こういった場合はこういう施設を使って行うと有効ですよということ。そして、そのことを学校も先生方も理解していただいて、お互いによい所を取り合うような利用の仕方をしていただくということが大事なことだと思う。だから、本当の教育目的をしっかりと議論していきたい。財政の理論はあるが、教育については、費用対効果だけで議論できるものではない。だから、多少の赤字は県として覚悟していただいて、よりよい教育をしていくことが大事であると思う。そういった議論をしていただくと、この機関の存続問題というものも明らかになってくるかなと思う。

議長

形態は指定管理だけれども、中身はやはり県なのですよね。さて今、全体の利用内容とか教育性とかが話題に出たが、運営とか、管理とか、経営とかの視点で何かあるか。

委員

先ほど指定管理に支払っている費用はわかったが、収入の仕組みを知りたい。例えば、手賀の丘少年自然の家に8千万円年間に支払っている。それは指定管理者に人件費も含めて支払っていると思うが、食費は原価があると思うが、売り上げは県に入ってくるのか。

事務局

入っていない。ただ、指定管理料の中には仕様書の中には、その施設で行ってもらいたい事業を盛り込んでいるので、その経費も指定管理料から出ている。

委員

そうすると斜な見方をすると、指定管理を受けてしまえば、そんなに儲からなくてもとんとんでやっていけばいいという業者さんがいてもおかしくはない。そのしぼりで先ほどノルマという話だったのだろうけど、そのノルマが果たして顧客満足度なのか、稼働率なのか、いろいろな視点があると思うが、そのへんを突っ込んで議論していかないと税金から払われることもあるので、ただまわっているという状況では絶対解決しない。先ほど申し上げたように、民間は稼働率60%でないと採算がとれないと言われているので、全部廃止となるレベルだと思うので、そのあたりはやっていただきたい。

委員

各施設の経営評価というか、そういう評価はどういう尺度で、どういった資料をもとにされているのか。

事務局

評価項目は決まっている。そして、年ごとの評価と前回指定管理期間3年の評価、また、今回は指定管理期間が5年間なので、5年間の評価がある。今回の5年間の評価については、3年目にあたる平成25年度に外部の委員さん方に外部評価をしていただく予定である。評価項目は、安全性の確保、適正な管理運営、財産管理、事業の実施、サービスの向上、地域との連携、利用状況、運営体制、収支状況、利用者意見の反映等、全10項目からなっている。先ほど、アンケートのことが出ていたと思うが、次回の会議の時には利用者の方のアンケートの一覧を添えて提出したい。

委員

確認だが、検討資料の指定管理料の額と、工事・修繕等の状況という額があるが、運営については指定管理料の額4億4千4百万円、これが指定管理料ということか。それからもう1つ、表4の工事・修繕等というのは、県の一般会計から出ているということか。

事務局

その通りである。

議 長

他に意見等はあるか。

委員

各少年自然の家、青年の家の事業者とか指定管理者が、いろいろ努力している。その中で、施設ボランティアとか、こういう特色を出しているというものもあると思うので、もし資料があれば、次回の時議論の参考になろうかと思う。

議 長

指定管理の職員で、新規採用者がいるかどうかかわかれば、知りたい。

事務局

了解した。

議 長

その他あるか。

委員

ひとこと言わせていただければ、社会教育に関する資格が各種大学でとれるが、学生の就職先がなかなかない。もし、そういう学生も指定管理で採用例があると、養成している大学の先生方も喜ぶと思うので、是非検討をお願いしたい。

事務局

次回までに用意する資料について、いろいろ御意見をいただいたが、他に希望する資料はあるか。

委員

学校なら学校で、どのような使い方をしているのか、使っている様子を知りたい。例えば、家族連れが何割とか、小学生が何割とか、それをいただいた方がやりやすい気がする。

事務局

利用者の内訳の資料を用意する。

委員

学校とそれ以外の利用の内訳というものでもよい。

議 長

私たちは県立の施設について議論してきたが、もし他の自治体の施設の使用状況がわかれば、資料を用意していただくと参考になると思う。

委員

こういう分け方も必要かもしれない。今の学校の利用状況はすぐわかると思うが、一般社会の文化協会とか、体育協会とか、そういう団体の利用もあると思う。さらにはローカルないわゆるサークルの方々、例えば、押し花クラブの方々が利用しているとか、そういうのを調べていただくと一般との関わり、あるいは団体との関わり、学校教育との関わりということで、議論しやすいかもしれない。

議 長

議事（２）とあるが、その他の議事はあるか。

事務局

ありません。

議 長

以上で議事を終了し、議長の任を解かせていただきます。

事務局

福留議長、ありがとうございました。

議事が終了しましたので、傍聴人の方は退席をお願いします。

それでは、最後に事務局より連絡がありますので、よろしくお願いします。

熱のこもった御審議ありがとうございました。たくさんの御意見をいただきました。また、御要望のあった資料も、次回の会議に準備したいと思えます。次回の会議ですが、2月の下旬ごろを予定しております。委員の皆様の御都合を伺いまして、年内には御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

6 閉 会